

第5 外部監査

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

令和元年度は個別外部監査は実施されていません。

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務監査 ・財政的援助団体等に対する監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ・議会からの事務監査請求 ・知事からの事務監査要求 ・知事からの財政的援助団体等の監査要求 ・住民からの住民監査請求
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人（弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士）	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な管理者の注意をもつての誠実な監査 ・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査 ・守秘義務 ・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） 	

2 監査実施状況

包括外部監査は、監査委員の監査に加えて、知事が起用した弁護士、公認会計士、税理士などの「外部監査人」が監査を行うことで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとした監査制度であり、本県では経営管理部が所管しています。

本監査は、公認会計士等と外部監査契約を締結の後、毎会計年度、外部監査人が特定のテーマを決めて実施されています。

＜令和元年度の実績＞

項目	内容
外部監査人	公認会計士 原田 俊輔
補助者	6名（公認会計士 加山 秀剛 外5名）
テーマ	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について
テーマの選定理由	<p>日本の人口は、2008年に1億2,808万人でピークを迎えたが、以後減少が続き、2017年公表の国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（中位推計）では、2053年には1億人を割り、2065年には8,808万人になると推計されている。同様に、静岡県の人口も、2007年に379万人でピークを迎えたが、以後減少が続き、2060年には239万人になると推計されている。</p> <p>人口の減少は、国内需要の縮小と労働力人口の減少につながり、経済の活力を低下させ、生活全般に様々な影響を及ぼすことになる。静岡県においては、経済の停滞に伴い、財政が逼迫する可能性がある。そのため、静岡県では、2015年10月に「長期人口ビジョン」と「総合戦略」を策定し、2060年に300万人程度の人口を確保することを目指して、様々な施策を実施している。人口の減少の主たる要因とされる少子化については、安心して子どもを産み育てられる環境づくりなどの、子ども・子育て支援事業を実施している。</p> <p>当該事業は、県民にとって身近な内容であり、関心が高いものと考えられる。また、静岡県においても、厳しい財政状況の中、当該事業を継続して実施しており、重要度が高いと考えられる。</p> <p>上記を鑑み、子ども・子育て支援事業について、包括外部監査人の立場から、合規性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。</p>
監査対象とする部局	子ども・子育て支援に関する事業を所管する部局（健康福祉部）
監査対象期間	原則として平成30年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）
監査実施期間	令和元年6月17日から令和2年3月31日まで

（注）包括外部監査の結果は、県公報（令和2年3月31日）に掲載されています。

また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に登載される予定です。

3 監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区 分	内 容
指 摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意 見	組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項

令和元年度の監査結果においては、「指摘」とされた項目はありません。

また、「意見」とされた項目のうち、主なものは以下のとおりです。

項目	内 容
成果指標と活動指標について	<p>監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㊸成果指標がない」、「㊹活動指標がない」、「㊺成果指標及び活動指標が直接的ではない」ものが散見された。</p> <p>㊸㊹については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>㊺については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業内容に照らし、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。</p> <p>特に、監査対象事業である「子ども・子育て支援事業」は公益性が高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。</p>
補助金等に 係る消費税 及び地方消 費税に係る 仕入控除税 額について	<p>県の補助金事業では、それぞれの補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>監査対象事業の補助金事業について、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、「ふじのくに少子化突破戦略応援事業費（以下、「応援事業」という。）で、県への報告漏れが発見された。応援事業は県から市町を通じて民間事業者へ補助金を間接交付するケースであり、県は市町からの報告がないため、該当がないものと判断していた。</p> <p>県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町（及び県）への報告を求めるようにして、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>

4 年度別の実施状況

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
契約の締結	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
契約の金額	1,850万円を上限とする	同左	同左	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左	同左	同左
外部監査人	山下和俊	内山昌美	同左	杉原賢一	同左	同左	村松淳旨	同左	同左	原田俊輔
(資格)	公認会計士	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	静岡市	浜松市	同左	静岡市	同左	同左	藤枝市	同左	同左	浜松市
テーマ	公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行	道路事業の事務の執行及び経営に係る事業の管理について	県営住宅の事務の執行について	静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学の財務事務の執行について	地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務の執行及び経営に係る事業の管理について	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について
補助者(人数)	7人	4人	6人	5人	5人	5人	6人	7人	8人	6人
公認会計士	5人	4人	5人	5人	5人	5人	6人	7人	8人	5人
弁護士	1人	—	—	—	—	—	—	—	—	1人
上記以外	1人 (公認会計士試験合格者)	—	1人 (公認会計士協会準会員)	—	—	—	—	—	—	—
結果の報告	H23.3.11	H24.3.30	H25.3.28	H26.3.25	H27.3.18	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27	H31.3.22	R2.3.19
結果の公表(公告日)	H23.3.31	H24.3.30	H25.3.29	H26.4.1	H27.3.27	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30	H31.3.29	R2.3.31
措置の公表(公告日)	H23.11.8	H24.11.9	H25.11.8	H26.11.21	H27.11.10	H29.1.6	H29.10.27	H30.11.2	R元.9.27	R2年度内